

第 13 章 株式会社りそな銀行・株式会社近畿大阪銀行の取組

第 3 回大阪働き方改革推進会議以降の取組の主なものは以下の通り。

3 高齢者及び障がい者の雇用の促進

平成 28 年 4 月から雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供義務がスタートし、さらには平成 30 年 4 月から精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加わることとなっている。こうした障がい者雇用を取り巻く環境が大きく変わりつつあることを受け、大阪府・OSAKAしごとフィールド主催の「合理的配慮セミナー」を平成 29 年 6 月を第 1 回として今年度内の全 3 回を「ビジネスプラザおおさか」にて開催する予定としている。

また、平成 29 年 7 月には大阪府主催により精神・発達障がい者の雇用や職場定着に取り組む事業者を対象に「精神・発達障がい者雇用セミナー」についても「ビジネスプラザおおさか」で開催している。